

# 長野県PTA連合会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、長野県PTA連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を 長野市旭町1098番地 信濃教育会館内に置く。

(目的)

第3条 本会は、長野県内の郡市PTA連合会の連携により、PTA活動の充実を図り、家庭教育及び学校教育、社会教育の向上と児童及び生徒の健全育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) PTAの活動に資する研修会及び集会などの開催
- (2) PTAの運営に関する調査及び協議、研究並びに取り組みの提案
- (3) 教育問題、教育課題の調査及び協議、研究並びに取り組みの提案
- (4) 会報及び機関誌、資料の発行並びに広報活動
- (5) 教育関係諸団体との意見交換及び連携
- (6) 保険共済関係事業
- (7) 表彰及び顕彰
- (8) その他、本会の目的を達成するため必要な事業

## 第2章 会員

(会員資格)

第5条 本会の会員は、長野県内に設けられた郡市PTA連合会で、本会の目的に賛同する者とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を本会の会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、理由を付した退会届を会長に提出しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 本会の会員は、次のいずれかに該当したとき、会員の資格を失う。

- (1) 会員が退会したとき
- (2) 会員が解散したとき
- (3) 本会が除名したとき
- (4) 本会が解散したとき

## 第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 40名以内
  - (2) 監事 3名
- 2 理事のうち8名を常任理事とする。
  - 3 常任理事のうち1名を会長、6名を副会長、1名を専務理事とする。

(役員の仕事)

第10条 理事は、理事会に出席し、意見を述べ、決議に加わる。

- 2 常任理事は、常任理事会に出席し、意見を述べ、決議に加わる。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を統括して執行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会務を分掌して執行する。また、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、常務を処理する。また、会計及び財産を管理する。
- 6 監事は、本会の会務と会計を監査する。また、会議で意見を述べることができる。

(役員の仕事要件)

第11条 役員は、本会の会員である郡市PTA連合会に所属する保護者及び教師並びに長野県に居住する教育有識者とする。

(代議員)

第12条 本会に代議員48名を置く。

- 2 代議員は総会に出席し、意見を述べ、決議に加わる。

(顧問)

第13条 本会に顧問1名を置くことができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応じる。また、会議に出席して意見を述べることができる。

(幹事)

第14条 本会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、会議の運営及び記録を行う。また、委員会に加わり運営及び記録、企画調整を行う。その他、会務全般を支援する。

(役員等の任期)

第15条 役員等の任期は1年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 会議

### (会議)

第16条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
  - (2) 理事会
  - (3) 常任理事会
- 2 会議の定足数は総表決権者の過半数とする。尚、書面をもって表決の権限を委任した者は出席者に含めるものとする。
- 3 会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって成立する。ただし、会則の変更又は廃止及び本会の解散は、出席者の3分の2以上の同意をもって成立する。尚、議長は可否同数のときのみ表決権を行使する。
- 4 会議の議長は、出席表決権者のうち招集者又は招集者が指名した者とする。

### (総会)

第17条 総会は、本会の最高の議決機関であり、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算の承認
  - (2) 事業報告及び収支決算の承認（監査報告を含む）
  - (3) 役員を選任
  - (4) 会則及び細則、規定に定めのない事項の承認
  - (5) 会則の変更又は廃止
  - (6) 本会の解散
  - (7) 理事会により総会に付議することが相当とされた事項
  - (8) 招集者が必要と認める事項
- 2 総会の表決権は、代議員1名につき1票とする。
- 3 総会は、定期総会及び臨時総会とし、代議員をもって構成する。
- 4 定期総会は、毎年度に1回とし、5月に開催する。
- 5 総会は、会長が招集する。尚、招集を理事会が決定した場合、会長は臨時総会を招集しなければならない。

### (理事会)

第18条 理事会は、総会に次ぐ議決機関であり、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の決定
- (3) 暫定予算及び補正予算の決定
- (4) 分担金の決定及び変更
- (5) 会則及び細則、規定に定めのない事項の決定
- (6) 細則及び規定の制定又は変更、廃止
- (7) 入会及び会員の除名
- (8) 総会より付託された事項
- (9) 常任理事会より付議することが相当とされた事項
- (10) 臨時総会の召集
- (11) 招集者が必要と認める事項

- 2 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とし、理事により構成する。
- 3 理事会は、会長が招集する。ただし、総数の5分の1以上の理事又は監事より、招集の理由を記載した書面にて会長に請求があった場合、会長は臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会の表決権は、理事1名につき1票とする。

(常任理事会)

第19条 常任理事会は、本会全般の企画審査を行い、常務を決定する。

- 2 常任理事会は、定例常任理事会及び臨時常任理事会とし、常任理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、副会長が臨時常任理事会を招集することができる。

## 第5章 組織

(本部)

第20条 本会に本部を設ける。

- 2 本部は、本会を管理し、事業を推進する。また、会議の決定により会務を執行する。

(委員会)

第21条 本会に委員会を設ける。

- 2 委員会の種類は、次のとおりとする。
  - (1) 専門委員会
  - (2) 特別委員会
- 3 専門委員会は、本会の事業を分担し、協議及び運営を行う。
- 4 特別委員会は、本会の経営に伴う会務及び特別な事業を分担し、協議及び運営を行う。

(地区協議会)

第22条 本会に次の地区協議会を設ける。

- (1) 東信地区協議会
  - (2) 南信地区協議会
  - (3) 中信地区協議会
  - (4) 北信地区協議会
- 2 地区協議会は、地区内の郡市PTAが協議及び連携し、本会の事業に関わる情報交換及び働きかけを行うと共に必要な事項を決定する。

(事務局)

第23条 本会に事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 事務局は、会計及び事務を処理する。また財産を保全する。
- 3 事務局長は事務局を掌理し、会長及び専務理事の指示により実務を統括し執行する。

## 第6章 会計及び管理

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第25条 本会の経費は分担金及びその他の収入をもってあてる。

(分担金)

第26条 会員は、定められた分担金を所定の期日までに納入する。

(書類の備え付け)

第27条 本会は、次の書類及び帳簿を事務所に備え置く。ただし、電磁的記録により作成、保管することができる。

- (1) 会則
- (2) 細則及び諸規定
- (3) 会員名簿
- (4) 役員名簿
- (5) 会則に定める総会の議事に関する書類
- (6) 議事録、会議録
- (7) 会計帳簿及び証拠書類
- (8) 監査報告書
- (9) 社会通念上、保存を相当とする書類（財産目録等）
- (10) 運営記録上、保存を相当とする書類（会報紙・周年誌等）

2 書類及び帳簿は、事業年度後も保存する。ただし、会計帳簿および証拠書類は、保存期間を5年間とする。

(財産の管理)

第28条 本会の財産は、専務理事が管理するものとし、実務を事務局長及び事務局員が行う。

## 第7章 補則

(会則の変更)

第29条 会則の変更又は廃止は、総会の決議によるものとする。

(委任)

第30条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行に関し必要な事項は、細則及び諸規定に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成28年5月27日より施行する。

制定 昭和23年8月25日

昭和24年 8月25日	一部改正	昭和41年 6月25日	一部改正	平成 9年 6月 2日	一部改正
昭和26年 7月19日	一部改正	昭和50年 7月 5日	一部改正	平成13年 6月 1日	一部改正
昭和29年 7月 7日	一部改正	昭和57年 6月26日	一部改正	平成16年 6月 3日	一部改正
昭和32年 1月18日	一部改正	昭和58年 6月18日	一部改正	平成17年 6月 3日	一部改正
昭和36年 6月10日	一部改正	昭和61年 6月10日	一部改正	平成28年 5月27日	全部改正
昭和39年 6月22日	一部改正	平成 5年 6月10日	一部改正		

# 長野県PTA連合会 細則

## 第1章 総則

(細則の制定)

第1条 長野県PTA連合会(以下「本会」という。)の会則に基づき、運営に必要な内容を具体的に定めるため、本細則を制定する。

## 第2章 役員等

(理事の種類及び定数)

第2条 理事の種類と定数は次のとおりとする。

- (1) 常任理事 8名
- (2) 理事(郡市代表) 16名
- (3) 理事(母親代表) 8名
- (4) 理事(教師代表) 8名

(副会長の種類及び定数)

第3条 副会長の種類と定数は次のとおりとする。

- (1) 副会長(地区代表) 4名
- (2) 副会長(母親代表) 1名
- (3) 副会長(教師代表) 1名

(監事の種類及び定数)

第4条 監事の種類と定数は次のとおりとする。

- (1) 監事(父親代表) 1名
- (2) 監事(母親代表) 1名
- (3) 監事(教師代表) 1名

(常任理事及び監事の選考)

第5条 会長及び副会長(母親代表)、監事は、役員選考特別委員会により選考する。

- 2 副会長(地区代表)は各地区協議会において、代表する者1名を選考する。
- 3 専務理事は、会長が選考する。
- 4 選考された者は、当該役員候補者と称する。
- 5 役員選考特別委員会は、毎年9月末日までに会長候補者及び副会長(母親代表)候補者の推薦を理事に募るものとする。

(常任理事及び監事の資格要件)

第6条 会長は、本会の理事経験者とする。

- 2 副会長(母親代表)は、本会の理事経験者又は郡市PTA副会長(母親代表者)経験者とする。
- 3 副会長(地区代表)は、本会の理事経験者又は当該年度理事(郡市代表)とする。
- 4 副会長(教師代表)は、長野県小・中学校長会より推薦された者とする。

- 5 専務理事は、長野県に居住する教育有識者とする。
- 6 監事は、本会の理事経験者とする。

(役員を選出)

- 第7条 常任理事（会長、副会長、専務理事）及び監事は、理事会の報告をもって選出される。
- 2 理事（郡市PTA代表）は、本会の会員である郡市PTA連合会会長をあてる。
  - 3 理事（母親代表）は、本会の会員である郡市PTA連合会副会長（母親）のうち、各地区協議会を代表する者2名をあてる。
  - 4 理事（教師代表）は、本会の会員である郡市PTA連合会に対応する校長会より推薦された者をあてる。
  - 5 選出された者は、当該役員予定者と称する。

(役員を選任)

- 第8条 役員は、総会において選任する。
- 2 役員に欠員が生じた場合は、理事会の承認により新たに選任することができる。

(代議員の選任)

- 第9条 代議員は、各郡市PTA連合会が次に基づき3名を選任する。
- (1) 保護者のうち父親 1名
  - (2) 保護者のうち母親 1名
  - (3) 教師 1名
- 2 代議員には、理事（郡市代表）及び理事（母親代表）、理事（教師代表）を含むものとする。但し、理事（郡市代表）が母親のときは理事（母親代表）を含まないものとする。
  - 3 代議員に欠員が生じたときは、当該各郡市PTA連合会より新たに選任することができる。

(顧問の選任)

- 第10条 顧問は、直近の会長経験者をあてる。
- 2 顧問は、総会の報告をもって選任する。

(幹事の種類及び定数)

- 第11条 幹事の種類と定数は次のとおりとする。
- (1) 幹事（保護者） 8名以内
  - (2) 幹事（教師） 4名

(幹事を選出)

- 第12条 幹事（保護者）は、会員である郡市PTA連合会に所属する単位PTA会長の推薦により選出する。
- 2 幹事（教師）は、本会の会員である郡市PTA連合会に対応する校長会の推薦により選出する。

(幹事の委嘱)

- 第13条 幹事は、会長が委嘱する。

(役員等の兼務)

第14条 監事は、本会において他の役員等並びに事務局長及び職員を兼務することができない。

2 常任理事と理事（郡市代表）又は理事（教師代表）は兼務することができる。

(会長予定者の任務)

第15条 会長予定者は、次年度事業計画を立案し、会議に提案する。

### 第3章 会議

(議事録)

第16条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者数及び出席者氏名
- (3) 表決権者数及び定足数
- (4) 議決事項及び議決結果
- (5) 発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人及び議事録作成人の氏名

2 議事録は、議長及び議事録署名人2名以上が確認し、署名押印する。

3 議事録署名人は、出席表決権者のうち、議長が指名した者とする。

### 第4章 組織

(本部の構成)

第17条 本部は、会長、副会長、専務理事、事務局長をもって構成する。

(専門委員会の種類と構成)

第18条 専門委員会の種類は次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 子育て委員会
- (4) 活動支援委員会
- (5) 教育連携委員会

2 専門委員会は、委員及び幹事をもって構成し、委員には理事をあてる。

3 委員長には、副会長（地区代表）、副会長（母親代表）をあてる。

4 副委員長は、副会長（教師代表）を含むものとし、委員の互選により選任する。

(特別委員会の種類)

第19条 特別委員会の種類は次のとおりとする。

- (1) 安全互助特別委員会
- (2) 役員選考特別委員会

2 会長は、理事会に諮り必要な特別委員会を設けることができる。

(特別委員会の構成と運営)

第20条 特別委員会の構成と運営は、別に定める。



(新聞編集部会の設置)

第21条 広報委員会内に新聞編集部会を置く。

- 2 広報委員会を担当する幹事(教師)を編集長とする。
- 3 本会の会員である郡市PTA連合会に対応する教頭会の推薦者を副編集長とする。副編集長は、部員(教師)として会長が委嘱する。
- 4 部員(保護者)は、会員である郡市PTA連合会長及び所属する単位PTA会長の推薦により、会長が委嘱する。

(事務局長及び職員の任免)

第22条 事務局長は、会長が任免する。但し、任命又は免職の際は常任理事会に諮るものとする。

- 2 職員は、会長が任免する。

## 第5章 会計及び管理

(分担金の算出)

第23条 分担金は、人数割に郡市均等割を加えたものとする。

- 2 人数割は、会員である郡市PTA連合会による4月提出の単位PTA数、児童・生徒数、会員数調査を算出基礎とする。

(分担金の決定)

第24条 分担金は12月末までに次年度の金額を理事会で決定する。

(分担金の納付)

第25条 会員である郡市PTA連合会は分担金を7月末日までに半額以上を納付し、11月末日までに残額を納付するものとする。

## 第6章 補則

(細則の変更および廃止)

第26条 細則の変更又は廃止は、理事会の決議によるものとする。

(委任)

第27条 この細則に定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は、会議の決議を経て決定する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成28年5月27日より施行する。

制定 平成5年6月10日

平成7年2月14日	一部改正	平成14年5月14日	一部改正	平成25年11月12日	一部改正
平成9年9月26日	一部改正	平成15年1月16日	一部改正	平成26年2月13日	一部改正
平成10年5月15日	一部改正	平成16年5月14日	一部改正	平成27年5月14日	一部改正
平成11年5月14日	一部改正	平成17年6月3日	一部改正	平成28年5月27日	全面改正
平成11年9月20日	一部改正	平成21年1月19日	一部改正		
平成12年9月12日	一部改正	平成22年11月22日	一部改正		
平成13年5月15日	一部改正	平成25年5月9日	一部改正		